

コンサルテーション特論(共通科目)
地域ケア・がん看護コンサルテーション

旭川医科大学大学院医学系研究科
修士課程看護学専攻

第15回 「地域ケア・がん看護コンサルテーション論」

- 1 コンサルテーション機能について
 - (1) 地域ケアにおけるコンサルテーション
 - (2) 地域ケア、がん看護コンサルテーション

- 2 院生からのプレゼンテーション
 - (1)がん看護コンサルテーションの現状、課題などについて
 - (2)今後のコンサルテーションの進め方について
(資料院生提出)

- 3 質疑応答・意見交換

コンサルテーションとは・・・

資料出典『実践精神科看護テキスト コンサルテーション リーダーシップ』精神看護出版 2007より

	定義
カプラン	患者のケアを改善するための2人の専門家(コンサルタントとコンサルティ)の相互作用のプロセス
アンダーウッド	ただ単にアドバイスするだけでなく、内外の資源を用いて、問題を解決したり変化を起こすことができるよう、その当事者やグループを手助けしていくプロセス
野末	ある特定の事柄についての専門家であるコンサルタントがその事柄についての非専門家であるコンサルティから、実際的な問題についての相談を受け、その状況を改善するために、コンサルティの知識や技術を助長するよう側面的な援助を行うこと

看護専門分野と相談関係




専門看護師の共通目的

(資料:日本看護系大学協議会「専門看護師教育課程基準」から)

専門看護分野において

- 1 個人・家族、集団への卓越した看護**実践**
- 2 看護職者へのケア向上させるための**教育的機能**
- 3 看護職者を含む提供者への**コンサルテーション(相談)**
- 4 ケアの円滑な提供のための保健医療福祉に携わる人々間の**コーディネート(調整)**
- 5 専門知識・技術の向上や開発を図るために**実践の場における研究活動**
- 6 倫理的な問題・葛藤について関係者間での**倫理的調整**

- 
- ・ 専門領域の知識・技術
 - ・ ケアの例示、提供、助言
 - ・ 必要な情報の提供
 - ・ 活用可能な資源の利用促進
 - ・ よき聞き手、支持、サポート
感情の解放
 - ・ 専門家としての責任



問題の明確化
対応方法の検討
対処、実践の促進
看護ケアの質の向上
仕事の達成、向上

地域保健におけるとコンサルテーション機能

- 地域保健活動

- ☆一定の行政地区を単位とした健康支援活動

- 都道府県、特別区、保健所、市町村他

- ☆地区の人々の健康の向上をめざすための活動

- 特定の集団への保健活動

- ☆職域における労働衛生、働く人の健康管理

- ☆学校保健管理、健康管理、健康教育など

- 個人、家族、集団

- ☆個別の健康状況(ライフステージ、疾病の治療・回復期、健康増進期、リハビリテーション期、未病の時期など)に応じた保健活動

地域保健法と地域ケア (1)

第一条 この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

地域保健法と地域ケア (2)

- 第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。
- 2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- 3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

地域保健法と地域ケア (3)

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する**思想の普及及び向上**に関する事項
- 二 人口動態統計その他**地域保健に係る統計**に関する事項
- 三 **栄養の改善及び食品衛生**に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の**環境の衛生**に関する事項
- 五 **医事及び薬事**に関する事項
- 六 **保健師に関する事項**
- 七 公共**医療事業の向上及び増進**に関する事項
- 八 **母性及び乳幼児並びに老人の保健**に関する事項
- 九 **歯科保健**に関する事項
- 十 **精神保健**に関する事項
- 十一 **治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健**に関する事項
- 十二 **エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防**に関する事項
- 十三 **衛生上の試験及び検査**に関する事項
- 十四 **その他地域住民の健康の保持及び増進**に関する事項

地域保健法と地域ケア (4)

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する **情報を収集し、整理し、及び活用**すること。
- 二 所管区域に係る **地域保健に関する調査及び研究**を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の**治療**を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、**薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設**を利用させること。

地域保健法と地域ケア (5)

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、**所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び**市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助**を行うことができる。**

地域ケア・健康推進の進め方

- 1 関連保健衛生法規の目標の達成
- 2 県の地域保健福祉行政施策の推進
- 3 所轄地域の公衆衛生の向上
 - (1)対人保健サービスの提供 健康相談他
 - (2)関係機関との連携による協働
 - 所轄市町村保健福祉担当者連携
 - 介護保険施設、医療機関保険福祉担当者連携
 - 保健福祉センター内の他課との連携・協働
 - (3)提供したサービスを評価
 - (4)次年度への計画立案
 - 計画→実施→評価のサイクル
 - 必要な情報の収集、調査、研究の実施

対人保健・関係者連携、活動支援、相談

関係者との連携活動

○母子保健関係

市町村母子保健担当者活動支援
研修会、ケース検討や連絡会

○精神保健関係

退院促進担当者連絡会議
社会復帰支援担当者連絡会議

○結核・感染症等予防連携

施設等の感染症予防研修、連絡会

○健康増進

栄養運動指導、特定健診事業推進担当者研修
食育推進事業担当者連絡会
市町村歯科保健推進担当者会議

管内の各機関の担当者からの個別の相談対応を実施

がん対策基本法 (1)

(平成十八年六月二十三日法律第九十八号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、**がん対策を総合的かつ計画的に推進**することを目的とする。

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。一 **がんの克服**を目指し、**がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。**二 **がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられるようにすること。**三 **がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。**

がん対策基本法 (2)

(平成十八年六月二十三日法律第九十八号)

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

がん対策基本法 (3)

(平成十八年六月二十三日法律第九十八号)

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすると、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、**がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。**

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする

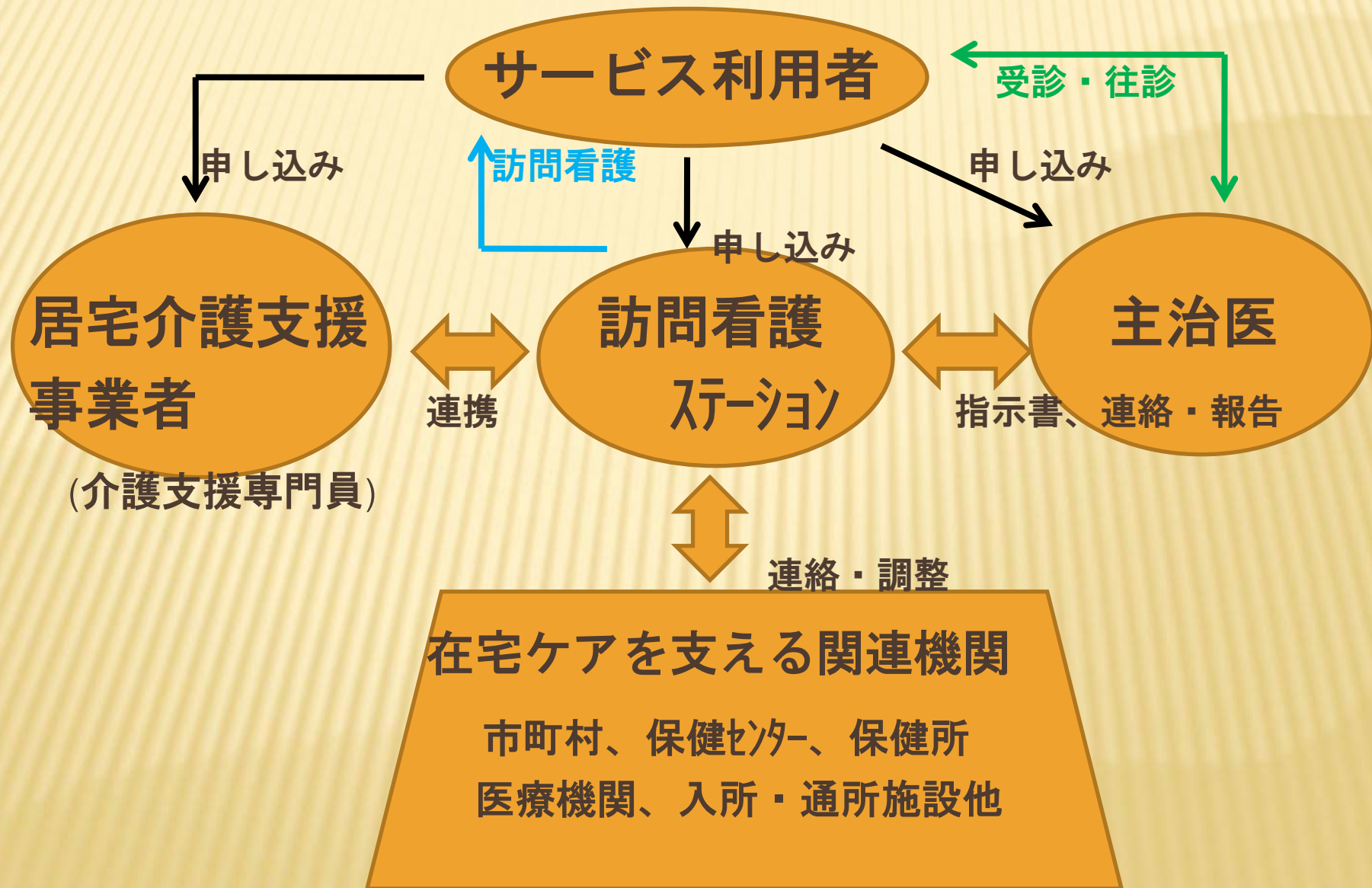
訪問看護制度について

在宅医療に力を入れている病院の訪問看護、それぞれの地区にある「訪問看護ステーション」からの訪問看護サービス

訪問看護ステーションからの訪問看護婦は、主治医の訪問看護指示書に基づき次のようなサービスを行います。

- 病状、障害、全身状態の観察
- 清拭、洗髪による清潔の保持、食事排泄など日常生活の世話
- 褥創の予防、処置
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 患者及び家族への療養生活や介護方法の助言
- カテーテルなどの交換・管理
など

訪問看護ステーション利用の流れ



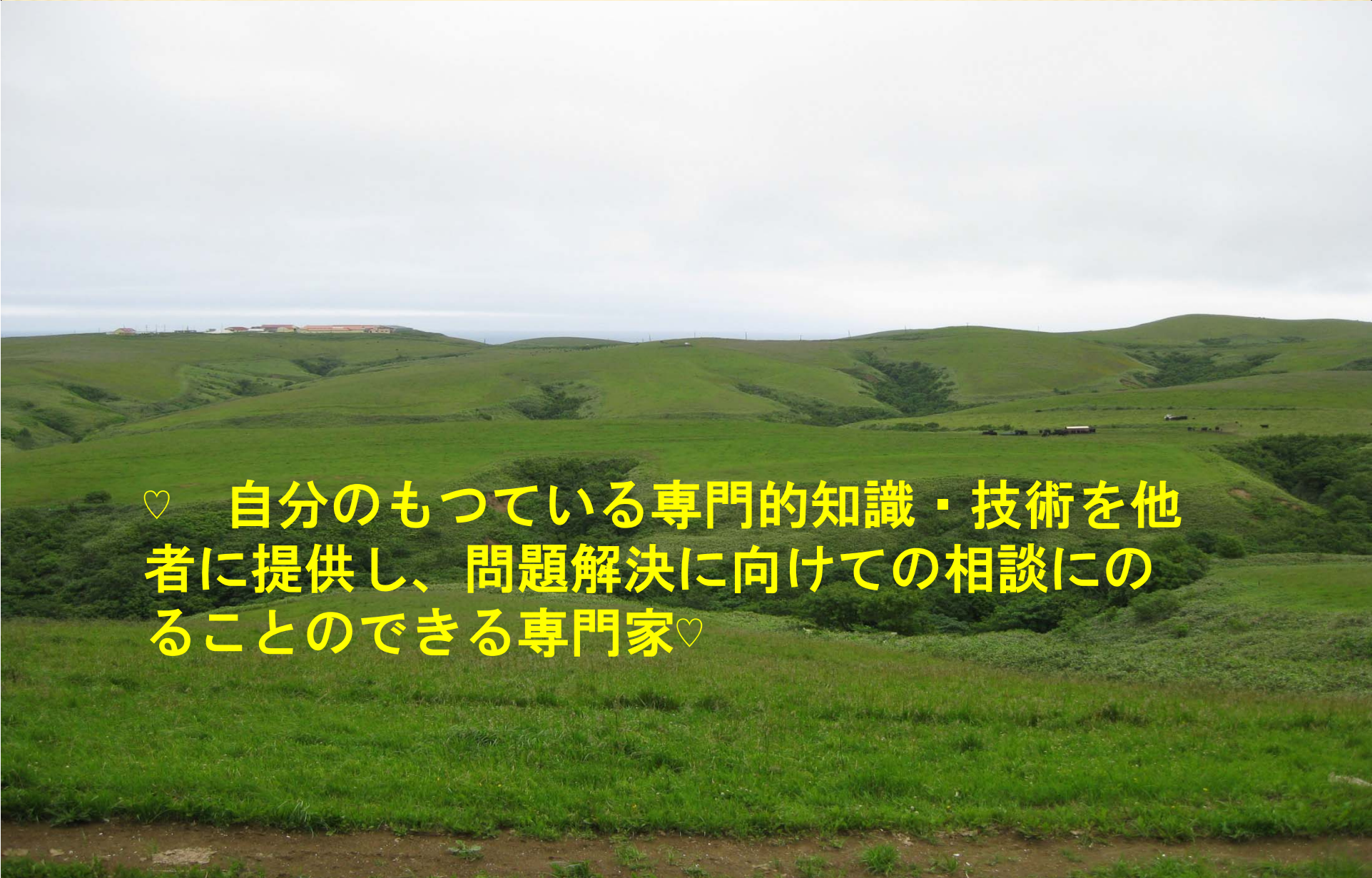
がん看護コンサルテーション・訪問看護活動支援

- ・ 身体的苦痛（痛み、吐き気、倦怠感、食欲不振、腹部のはりなど）が出現
 - 疼痛の緩和ケアや治療、看護
- ・ 心理的、社会的、スピリチュアルなどの全般的なこころの痛みの出現
 - 患者の現況、諦めや不安
 - コミュニケーションの可否、取り方
 - 患者の自己実現と家族の理解
 - 家族との共通認識、情報の共有
 - 患者はどうしたいか、家族はどうしてあげたいのか。
 - 周囲の協力者、理解者の存在
- ・ 人の生死に向き合うことの重さ
 - 最後まで、その人らしく生きること
- ・ 病状の悪化、状態の変化の把握と医師連絡
- ・ 最後に必要なもの

がん看護コンサルテーション・家族支援

- 看取りへの不安
 - 死の過程の受容、限りない悲しみの連続、
限界の実感と希望の消失
- 在宅の場合、24時間の看護への身体的・精神的負担
- 家族間の在宅での看取りへの意見の相違
- 家族がそれぞれの立場での看取りへの参加
- 患者、家族員それぞれの人生のインジヨイ
- 終末・臨死期のこころ得
- 悲嘆のケア(グリーフケア)


コンサルタントとは



♡ 自分のもっている専門的知識・技術を他者に提供し、問題解決に向けての相談にのることのできる専門家♡

コンサルタントに必要な能力、姿勢

- ♡ 自己の専門領域の知識
- ♡ コミュニティとの対等な協力関係を築く力
- ♡ 解決すべき課題や問題の本質をとらえる力
- ♡ 必要な情報を収集し、分析する力
- ♡ 客観的な観点と立場の保持
- ♡ 教育的配慮
- ♡ 一般的、社会的現実を視座にいたれた対応
- ♡ 指示的、支配的、権威的でない姿勢
- ♡ 資源を有効に活用する力
- ♡ 研究的、探究する姿勢



ご静聴ありがとうございました。
(2008.7.20 北海道稚内の牧場風景 作宮洋子 撮影)

(終了)